

地域医療支援に関する覚書

国立大学法人滋賀医科大学（以下「甲」という。）と独立行政法人国立病院機構東近江総合医療センター（以下「乙」という。）は、令和2年2月3日に締結した「出向協定書」に基づき、甲の当該講座の教員（以下「教員」という。）が乙において、地域医療支援を行うにあたり、次のとおり覚書を交わすものとする。

（支援を行う教員及び期間）

第1条 乙において、地域医療支援を行う教員及びその期間は、別紙のとおりとする。

2 前項の期間を短縮又は延長しようとするときは、1ヶ月前までに申し出るものとし、申し出のあったときは、甲及び乙で協議し、決定するものとする。

（損害賠償）

第2条 教員が乙において行った地域医療支援について、乙に損害を与えた場合においても、乙は甲にその損害を請求しないものとする。ただし、教員に故意又は重大な過失がある場合は、教員自らの責に帰すべき損害賠償を免れるものではない。

2 教員が乙において行った地域医療支援において、第三者に与えた損害は、乙が賠償を負担する。ただし、教員に故意又は重大な過失がある場合は、教員自らの責に帰すべき損害賠償を免れるものではない。

（補足）

第3条 本覚書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

本覚書2通を作成し、記名捺印の上、各自その1通を保有する。

令和2年3月13日

甲 滋賀県大津市瀬田月輪町

国立大学法人滋賀医科大学長

塩田 浩平

乙 独立行政法人国立病院機構

東近江総合医療センター院長

井上 修平

